

ASF（アフリカ豚熱）の対応強化に係る 関係省庁申合せについて

令和7年6月26日

農林水産省
消費・安全局

アフリカ豚熱とは

■ 原因（病原体）

- アフリカ豚熱ウイルス（African swine fever virus）
- 罹患した豚や野生イノシシ（死体含む）との接触等により感染

■ 宿主

- 豚、いのしし ※人には感染しない。

■ 分布

- アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、平成30年8月にアジアで初めて中国で発生して以降、日本など一部を除く**アジア全域に感染拡大**（令和7年5月31日時点）。※日本では未発生。

■ 症状

- 甚急性～不顕性まで幅広い病態を示す。

豚熱に酷似するが、より病原性は強い傾向。※有効なワクチンや治療法はない。

- 発生すれば養豚業に甚大な影響。

（※中国では、本病発生により、豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。）



【全身の出血性病変、チアノーゼ】

（出典：Veterinary school of Barcelona, Spain
Centro de Vigilancia Sanitaria, Veterinaria, Spain）

（参考）豚熱、アフリカ豚熱の病原性に関する比較

	伝播性	致死率
豚熱	++	+
アフリカ豚熱	+	++

伝播性：感染しやすさ（ウイルスに接触した豚のうち感染する個体の割合）
致死率：感染し、発症した豚のうち、死亡した個体の割合

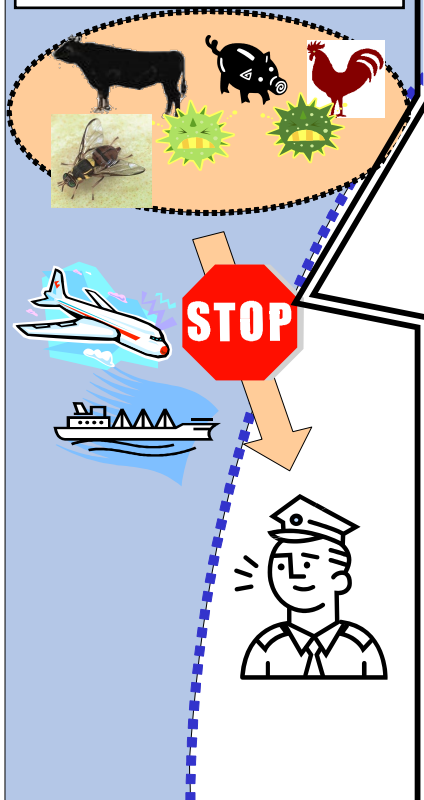
出典：FLI（ドイツ連邦動物衛生研究所）作成資料

空海港における水際検疫

- 海外からの家畜伝染病及び病害虫の侵入を防ぐため、**空港及び海港において、入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、検疫探知犬を活用した手荷物検査**などの検疫措置を徹底。
- 令和2年3月に家畜伝染病予防法が改正され、**出入国者に対する質問、届出がない場合等の携帯品検査、違法畜産物の廃棄**が可能となり、病原体侵入防止措置を一層強化。
- 令和4年4月に植物防疫法が改正され、**出入国者に対する質問、届出がない場合等の携帯品検査**が可能となった。

空海港における旅客に対する水際対策

疾病、検疫有害動植物の
発生国・地域



◆ 動植物検疫に関する注意喚起 ◆



◆ 携帯品検査



◆ 動植物検疫探知犬による手荷物検査 ◆



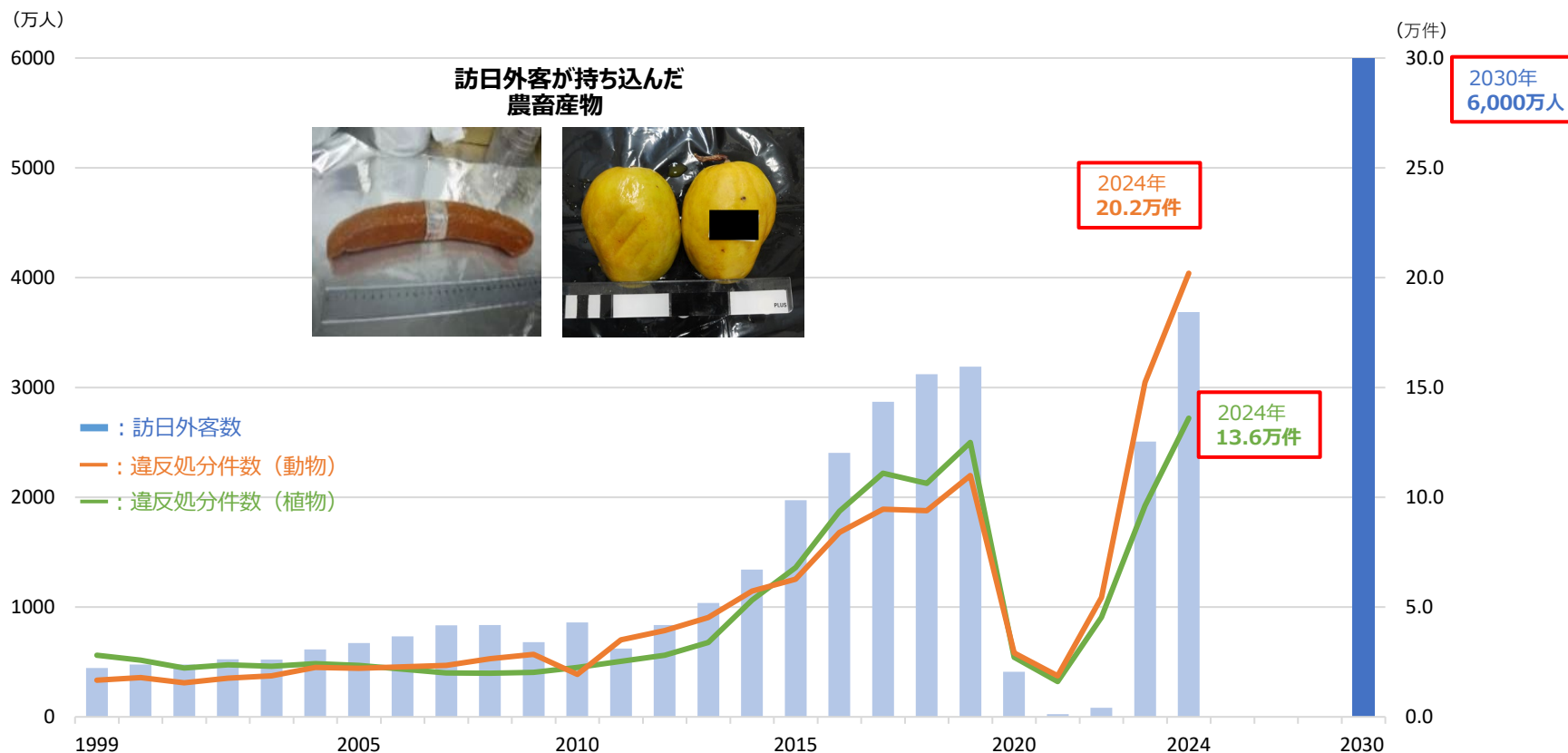
◆ 消毒マットを用いた靴底消毒 ◆



水際における更なる侵入リスクの増大

- 訪日外国人の増加により、違反品の持込みが著しく増加。組織的かつ反復した、悪質と思われる事例も顕在化。
- 動植物検疫の強化に向け、「水際検疫の強化に向けた検討会」において、水際強化策の具体化・関係行政機関との連携強化の在り方について議論。
- 検討会の議論を踏まえ、法制度面も含め、強化策の具体化に着手。

訪日外客数と輸入禁止品の摘発件数



資料：（訪日外客数）日本政府観光局
（禁止品摘発件数）農林水産省「動物検疫統計」「植物検疫統計」を基に作成※2024年は速報値

水際対策の更なる強化の必要性

- 税関、出入国管理及び警察関係機関と連携し、令和7年5月31日までに**携帯品検査においては7件11名、郵便物検査においては2件4名の逮捕事例**。携帯品や郵便物として、以下のような輸入禁止品が大量に持ち込まれた。
- 違法性について実行行為者の悪意が立証できたこともあり、警察による逮捕につながった。

携帯品検査における家畜伝染病予防法違反（輸入禁止品の持込み）による逮捕事例

	逮捕日	国籍	違法持込み日・違反品
1	令和元年7月21日	ベトナム人1名	令和元年6月13日 (羽田空港、かも目の卵約25kgと 偶蹄類の肉約10kg)
2	①令和元年8月6日、 ②令和5年8月27日	①日本人2名、 ②フィリピン人1名	令和元年5月17日 (福岡空港、ソーセージ等91.9kg)
			令和元年5月31日 (中部空港、豚鶏肉調製品20.2kg)
3	同9月3日	タイ人1名	令和元年9月3日 (羽田空港、ソーセージ1.0kg)
4	同10月15日	ベトナム人3名	令和元年6月下旬から8月中旬にかけて 複数回 (関西空港、豚肉・犬肉等 計24.9kg)
5	令和2年1月21日	タイ人1名	令和元年11月25日 (成田空港、ソーセージ10.5kg)
6	同3月6日	台湾人1名	令和元年11月14日 (中部空港、血餅 計50kg)
7	令和6年2月12日	ミャンマー人1名	令和5年1月から令和6年1月にかけて複数回 (成田空港及び羽田空港、ソーセージ等 計22.45kg)



▲携帯品として輸入禁止品が持ち込まれた違反事例

郵便物検査における家畜伝染病予防法違反（輸入禁止品の持込み）による逮捕事例

	逮捕日	国籍	違法持込み日・違反品
1	令和4年2月28日 3月1日	中国人3名	令和3年5月～6月 (関西空港、肉製品 計395.5kg)
2	令和5年1月25日	中国人1名	令和4年10月～11月 (関西空港、肉製品 計11.5kg)



▲郵便物として輸入禁止品が持ち込まれた違反事例

外国食材店における違法輸入肉製品緊急調査

- 違法輸入肉製品の販売状況を把握するため、全国の外国食材店42店舗で66品を購入したところ、9店舗で12品の違法輸入疑い品（うち9品はベトナム産）が見つかり、うち2品からはASFウイルス遺伝子（感染力なし）を検出。
- 特にベトナム食材店では、調査した18店舗のうち6店舗で違法輸入疑い品が見つかった。

調査のスキーム

日本各地の外国食材店42店舗



購入



農林水産省

①外装確認



動物衛生研究部門

②ASF遺伝子検査等

調査結果

【①外装から輸入禁止国から違法に輸入された疑いがあった商品（9店舗12品）の例】



【②ASFウイルス遺伝子が検出された商品（2品）】

※感染力のあるASFウイルスは検出されていない。



ASF（アフリカ豚熱）の対応強化に係る関係省庁申合せ

課題・経緯

- ・平成31年、中国から持ち込まれた肉製品から**ASFウイルスを検出**。「ASF侵入防止策の強化について（平成31年4月関係省庁申合せ）」に基づき、**関係省庁一体となって、水際対策を実施**。
- ・昨年、違法に持ち込まれた疑いのある、**外国食材店の肉製品から、ASFウイルス遺伝子（感染力なし）を検出**。
- ・これを受け、農林水産省では、本年3月から、専門家からなる「**水際検疫の強化に向けた検討会**」を開催。6月4日に、①**関係行政機関や航空会社等との連携強化**、②**制度の周知徹底**、③**効果的な検査体制の構築**、④**輸入禁止品に係る国内対応の取締り強化等**の提言を公表。

提言を受けた農水省の対応

- ・**家畜伝染病予防法を改正し、外国食材店等への立入検査権限や、違反畜産物が確認された場合の廃棄に係る権限を家畜防疫官に付与し、違反畜産物の流通を阻止**。
- ・対象者の属性を踏まえた、違法持込みに対する抑止効果の高い**広報の推進**。

各省の協力を得て実施することが必要な事項

○水際での摘発強化

- ・違反者のデータベースや事前旅客情報等を積極的に活用した、反復して違反品を持ち込む者の携帯品の確実な検査の実施【出入国在留管理庁、財務省】
- ・AIを活用したX線画像解析技術の開発など、先端技術の実証・検討【総務省、財務省】

○広報活動の強化

- ・航空会社等を通じた旅客への周知徹底【国土交通省】
- ・在留外国人及びそのコミュニティ等に対する広報の充実【総務省、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、文部科学省】



◆ASFに感染した豚



◆ASFウイルス遺伝子が検出された品

ASF侵入防止を図るため、関係省庁申合せを行い、政府一体となって対応を進める